

令和3年度第2回 子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和3年9月30日（木）午後6時30分～午後8時

場 所 日野市役所5階505会議

出席者 委 員 曾我部委員、佐藤委員、清水委員、名取委員、伊野委員、太田委員、
田原委員、柴田委員、佐々木委員、土屋（早）委員、原嶋委員、
青嶋委員、藤浪委員、土屋（和）委員、田中委員、小瀬委員、
小陳委員、小林委員、中田委員、村田委員

事務局 飯倉子育て課長、木暮子育て課課長補佐、籬野子育て課係長
佐藤子育て課主事、綿貫保育課長、正井子ども家庭支援センター長、
三輪子ども家庭支援センター課長補佐、萩原発達・教育支援課長、
吉沢発達・教育支援課長補佐

欠席者 なし

傍聴者 なし

（開会）

会 長

ただいまより令和3年度第2回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。
本日の会議の出席状況、傍聴希望の報告等を事務局からお願いします。

事務局

本日は、委員20名全員の方にご出席いただいておりますことをご報告します。
事務局は感染対策の一環ということで、人数を絞り9名での出席となります。また本日
傍聴の希望はございません。

会 長

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は成立となります。
それでは次第に沿って会議を進めさせていただきます。
まず次第1. 会長あいさつということですので、簡単にご挨拶させていただきます。

先ほど申しましたように、本日は2回目の会議となります。このような状況下ですから、本当に限られた回数での開催になっています。ただ、お手元にある次第等を見ますと、さらに重要な内容が出てきています。そのあたりを踏まえ、限られた回数でありますけれども、みなさんと共にしっかりと議論しながら進めていきたいと思っておりますので、本日もよろしくお願ひします。

では審議事項の前に、配付資料の説明等を事務局からお願ひします。

事務局

本日の資料ですが、まず事前にお送りした資料が、「資料1. 委員名簿」、「資料2. 事務局名簿」、「資料3. 新！ひのっすくすくプラン第2期（第4章 162 事業）令和2年度実績・評価及び令和3年度取組みについて」の計3点になります。資料2の事務局名簿ですが、7月の人事異動で子育て課の事務局が1名追加となりましたのでご確認いただければと思います。

続いて、本日配布の資料ですが、「資料4. 学童クラブの運営委託の進捗状況について」、「資料5. 令和4年度 保育園・学童クラブの入園手続きについて」、「資料6. （仮称）子ども包括支援センター愛称募集について」、そして参考資料として「知っ得ハンドブック」という冊子の計4点を机の上に置かせていただきました。この知っ得ハンドブックは、日野市で安心して楽しみながら子育てしていただくために、様々なサービスや市内の子育て関連事業・相談窓口・各種手当など、役立つ子育て情報を満載したハンドブックであり、毎年改訂を行い、広く市民の方にお配りしているものです。委員の皆さまにもぜひお目を通していただければと思います。以上、本日の資料に不足等ございましたらお申し出ください。

なお、本日の次第の順序ですが、審議事項（2）の「日野市子ども条例委員会の在り方」については皆様に自由に意見を交わしていただきたく、本日はグループ討議という形を採らせていただきます。そのため、「次第3. 報告事項」を先に行い、その後に討議の時間とさせていただきます。

会長

では、審議事項（1）新！ひのっすくすくプラン～第2期日野市 子ども・子育て支援事業計画の令和2年度の実績・評価及び令和3年度の取組みについて、事務局から説明をお願ひします。

事務局

それでは、（1）新！ひのっすくすくプラン（第4章 162 事業）の令和2年度実績・評価及び令和3年度取組みについて、ご説明します。資料3をご覧ください。

資料3は、新！ひのっすくすくプランの第4章に記載している 162 事業の令和2年度の実績・評価及び令和3年度取組みに対する、各担当課による評価を一覧にまとめたもので

す。第1回支援会議では、「子ども・子育て支援法」に規定されている事業である「新！ひのっ子すくすくプラン」第5章、6章に記載の、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についてご説明しました。これとは別に、国の指針に基づく点検・評価の対象ではありませんが、次世代育成支援対策推進法に基づく、市全体の子育てに関連する施策がどのように取り組まれているのか、各事業についてもご確認いただくという趣旨で、資料を提示しています。

162事業の令和2年度評価ですが、事業の遂行状況に応じAからCまでの3段階評価に加えて、新型コロナウイルス感染拡大により中止縮小等せざるを得なかった事業を評価対象外Dとして、各担当課で評価しています。「順調に遂行」のA評価が88事業、「おおむね順調」のB評価が59事業、「順調ではない」のC評価が7事業、「評価対象外」のD評価が18事業でした。合計すると162事業を超えますが、これは1つの事業について複数の課でそれぞれ事業を実施しているものがいくつかあるためです。

本日は、子ども部関連の事業について、課ごとに抜粋してご説明します。

まず、子育て課の担当事業です。

令和2年度は、感染対策を行いながら、子どもの居場所の確保や、各種手当の支給など、子どもや子育て世帯の日々の暮らしを守る事業を行ってきました。一方で、人と人がふれ合い、交流し、様々な体験をするイベントや事業は、中止や縮小することになりました。令和3年度は、引き続き感染対策を行い、できることを工夫して実施しています。

事業をいくつか選んでご紹介します。

資料3の「No.7.学童クラブ（放課後児童健全育成事業）」です。感染対策を徹底し、学童クラブを必要とする児童の居場所確保に努めています。放課後子ども教室ひのっ子の休止・縮小もあり、学童クラブの登録者は増加していますが、待機児童を出さずに受入れを続けられるよう、施設整備等も行っています。また、令和2年度は、五小学童クラブの運営委託を開始し、平日は午後7時まで、土日も午前8時から午後7時までに育成時間を拡大しました。令和3年度も同様に、一小学童クラブおよび（滝合小）たけのこ学童クラブの運営委託を開始しています。令和4年度以降につきましては、後ほど報告にてご説明します。

次に、「No.26.③児童館」です。コロナ禍において求められた、児童の居場所機能を充実させるため、学校の休業期間中の一定期間に開館時間を早めたり、学校から直接児童館に寄れる「ランドセル来館事業」を開始したりしました。また、令和2年度より、基幹型児童館に学童クラブの運営を調整するエリアマネージャーを配置し、直営・委託を問わず、学童クラブの育成の質の維持・向上をサポートし、地域の子育て子育て支援に取り組んでいます。

引き続き、感染対策を取りながら、令和2年3月に策定した「日野市の児童館 今後の展開」に基づき、児童館ごとに運営協議会を設置し、その意見も聴きながら、あらたな事業展開にも取り組んでいます。

「No.27. 放課後子ども教室「ひのっち」です。学校の休校等に伴い休止となり、令和2年8月より放課後の居場所を必要とする児童を対象を絞り、「新たな放課後子ども教室」として再開しました。令和元年度の登録率（市立小学校在籍児童のうち、ひのっちの利用登録者の割合）は96.8%でしたが、令和2年度は約11%に縮小いたしました。令和3年度9月現在は、約20%となっています。利用の問い合わせも多くいただいております、状況を見ながら、「ひのっち」再開時期を検討していきたいと考えています。

「No.28. 駅前ミニ子育て応援施設モグモグ」です。モグモグは、昼は子育てカフェ、夜は学童クラブ後の児童育成を行ってまいりました。夜間の児童育成は、利用者が年々減少していたことから、令和2年度を最後に事業終了としました。子育てカフェは、感染状況によって、ランチ提供を休止とした時期もありましたが、相談事業は継続し、地域とのつながりを大切に運営しています。

「No.29. スーパーひのっち「なつひの」全校実施」です。令和2年度は、小学校の夏休みが短縮されたこともあり未実施となりました。令和3年度は、13校にて、6日間実施をしました。引き続き、夏休みの居場所づくりとして、小学校全校での実施を目指し、従事される方の確保や猛暑の期間の過ごし方の工夫をしていきます。

「No.145. あいさつ運動」です。平成17年度より事業を開始し、隔月で、教職員、市職員、シルバー人材センターの方や自治会など地域の方々が、小・中学校の校門前で、登校してきた子ども達をあいさつで迎えるという取り組みですが、コロナ禍において令和2年3月以降中止としています。この事業については、本来「地域全体での子どもの見守り」が目的でしたが、近年は「定期的に校門に集まってあいさつする」という形だけが残し、地域の方の参加がなく市の職員のみが参加といった状況も見られたことから、再開せず、このまま事業終了と考えております。

「No.152. 家族ふれ愛の日啓発」です。平成20年度より、日野市では、毎月第3日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心の通う温かな家庭づくりの推進を啓発してきました。令和元年度までは、写真を募集し、入選作の表彰式及び写真展を開催していましたが、写真展開催がメインとなり、本来の目的から逸れてしまっていることなどの理由により、令和2年度は写真を市ホームページに「家族ふれ愛アルバム」として掲載することとしました。家族のあり方が多様化しており、情報発信ツールも様々ある中で、啓発事業としては、ここでいったん役割を終えたものとして見直していきたいと考えております。

以上、子育て課の事業実績です。

事務局

保育課の令和2年度の事業実績についてです。保育課については、主に保育の必要がある方へサービスを提供するという事業に終始していることから、現在の業務を引き続き行うという内容が多い実績一覧になっています。

ただ、保育園と地域との交流や、これから子育てをする方々への支援など、保育園の特徴を生かした事業があります。

1つ目は、「No.74. 保育園での妊婦の受け入れ」です。初めて妊婦になった方々が保育園に来園し、実際に乳幼児と接して育児の練習のような体験をしていただくものです。実際に乳児のオムツを交換してみたり、あやしてみたり、離乳食を食べているところを観察したり、大変有意義な事業となっていますが、昨年度に引き続き、コロナの影響で事業は行えていません。

「No.155. 保護者・地域・関係機関などとの連携」事業の中での高生の受け入れです。中学生は授業の一貫で、職業・職場体験として各保育園で保育士の補助ということで保育体験してもらっています。高校生は市内の3つの都立高校を中心に、自ら実体験をしたいという生徒を受け入れています。中・高校生とも男女の生徒が参加し、最初は乳幼児とどのように接したら良いのか分からず困った表情をみせる学生が見受けられますが、最後には「子どもがかわいかった」「良い体験ができた」と満足して学校に帰って行きます。次世代の将来に希望が持てる事業となっていますが、こちらもコロナの影響で中止になりました。

事務局

続きまして、子ども家庭支援センターより説明します。

「No.14. ショートステイ事業」は家庭における子どもの養育がさまざまな事業で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子ども預かる事業です。コロナ禍の影響で「No.12. ファミリーサポートセンター」、「No.13. トワイライトステイ」「No.15. 一時保育」等のサービス利用者が減少している中で、ショートステイの利用者は増加しています。増加の主な理由として、児童相談所で一時保護されたケースが家庭復帰後も養育困難な状況が続き、定期的にショートステイを利用する家庭が増えていることが挙げられます。また、コロナ禍におけるストレス等により養育困難な家庭が増加していることも考えられます。ショートステイ事業は立川市にある至誠学舎立川に委託し、立川市と至誠学舎立川と三者協定を結んでいることから、引き続きスムーズな利用を実施できるよう、ルール等について三者による実務者会議にて検討していきます。

「No.25. 子育てひろば」は、乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業として、市内に20か所設置しています。令和3年度は地域で安心

して子育てをしていただくため、子ども家庭支援センターの心理士が子育てひろばを巡回訪問し、子育て相談やひろば運営等の意見交換を行い、ひろばでの職員の対応方法などを助言してきました。子育てひろばはコロナ禍においても感染症対策を徹底した上で、予約制、入れ替え制を取り入れ、開所を続けており、親子の孤立化を予防するという観点からも、ひろばの重要性は増しています。今後も利用しやすく、安心できる親子の居場所とするため、新型コロナ感染症予防対策を徹底した上で、職員交流を含めた研修会や子ども家庭支援センター心理士による巡回相談を実施していきます。

「No.39. 子どもと家庭の総合相談」ですが、まず、資料の訂正をお願いします。令和2年度実績の個別ケース会議の件数が70件となっておりますが、こちらは85件が正しい数字となりますので訂正をお願いします。

子ども家庭支援センターでは年々増加する虐待に対応するため、平成27年度から市内を東西に分けたチーム制を実施しています。チームリーダーを中心にケースの進行管理を行い、ケースワーカーが1人で抱え込まないよう内部での報告相談体制を徹底しています。また、子ども家庭支援センターは児童福祉法に規定されている要保護児童対策地域協議会において様々な関係機関との調整機関としての役割を担っています。児童虐待は全国でも増加の一途を辿っており、日野市でも同様な状況です。令和2年度は全体の相談受理件数が1,087件、内虐待受理件数が378件、電話、訪問、面接の子供家庭支援ワーカー相談件数は35,199件、個別ケース会議は85件となっております、虐待受理件数及び子供家庭支援ワーカー相談件数は過去最多となっております。

昨今のコロナ禍において、さらに虐待は増加しており、令和3年度の虐待受理件数は9月30日現在で309件となっております、年間600件を超えるペースの受理状況となっております。また虐待内容も複雑かつ重篤化しており、一時保護の事例も急増しています。

「No.71. 妊産婦サポート事業」は親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、育児家事訪問支援員を派遣し、安心して親子関係を築けるように支援をする事業です。令和2年度の実績は実人数50人、延べ訪問日数320日、延べ訪問時間695時間となっております。令和2年度はコロナ禍においても前年度より日数、時間数ともに増加しています。これはコロナ禍において、祖父母等の支援が難しくなったことが要因と考えられます。このような状況を鑑み、令和3年4月より対象を産後3ヶ月から産後1年まで、利用限度時間を24時間から60時間まで拡充しており、サービスの充実を図っています。

「No.80. 子育て情報発信の充実」では、子育てに関わる様々な情報をホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、「子ども家庭支援センターだより」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらっています。令和2年度の実績は記載の通りになりますが、「ぼけっと

なび」については、令和3年4月にリニューアルを行い、閲覧件数も大きく伸びています。また、株式会社エバーセンスとの協定に基づき、小冊子「ninaru MAGAZINE」日野市特別版を作成し、市内各所に配布したところ、大変ご好評をいただきました。コロナ禍において、子育て世代の孤立化を防ぐ意味での情報発信はとても重要であり、今後も様々な子育て関連情報の情報発信を充実させていきます。

「No.82. 児童虐待防止の啓発」では、毎年11月は厚生労働省が定める児童虐待防止推進月間となっていることから、日野市でも市民や関係機関に対して様々な啓発活動を実施しています。令和2年度は、コロナ禍の影響で虐待防止啓発講演会が実施できませんでしたが、市の職員等がオレンジリボンを着用する啓発活動のオレンジリボンキャンペーン、市役所本庁及び七生支所にてパネル展示は、例年通り実施しました。新たな取り組みとして、児童虐待防止啓発動画作成、庁用車に虐待防止啓発マグネットシートの装着を実施しました。動画については職員の手作り、予算ゼロで作りました。内容は小学校高学年向けの啓発動画となっており、YouTubeで配信をいたしましたが、今後はコロナが落ち着いた後に学校での出前授業等を実施する予定です。なお、今年度は11月16日に日野煉瓦ホール小ホールにて児童相談所職員を講師に招き、「児相職員から見た児童虐待の現実」というタイトルの講演を予定しています。特に予約制は取っていませんので、お時間がある方は是非会場へお越しください。

「No.86. 養育家庭啓発活動」では、様々な事業により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業です。子ども家庭支援センターは、事業の主体である児童相談所と協力し、養育家庭普及活動月間である10月に養育家庭体験発表会を共同で開催し、市民への理解と協力を求めています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から会場に市民を集めての発表会は実施せず、パネル展示、里子の作品展示、ショートムービーの上映、相談ブースの設置を行い、市民、市職員合わせて145名の参加となりました。令和3年度は10月19日に日野煉瓦ホールの小ホールにて基調講演及び里親、元里子さんによる体験発表会を行います。こちらは事前の予約制になっていますので、ご興味があるかたは子ども家庭支援センターにご連絡ください。

「No.126. (仮称) 子ども包括支援センターの設置」については、設置に向けて複数課にまたがり様々な取り組みを行っているところですが、ここでは中卒後の支援について説明させていただきます。中卒後の支援については、基本計画にある5つの施策の一つであり、いままで手薄であった中卒後の支援を具体的に事業化する予定となっています。令和2年9月に検討委員会を立ち上げ、昨年度は計4回検討委員会を実施しました。さらに令和3年度からは「居場所部会」「学習進路部会」「相談支援部会」「ネットワーク部会」と4つの

部会に分け、部会ごとに具体的な事業について話し合いを行っています。今年度は委員会以外の時間に先進事例の視察にも行っております。部会は年6回の開催を予定しており、9月と3月は全体会を実施して委員の皆様にご各部会で話し合われた内容を共有しています。昨日実施いたしました全体会では、各部会の報告をしてもらい情報共有を行い、さらに今後想定している各事業等について意見交換を行いました。具体的な事業は令和5年4月からの実施を予定しておりますが、令和4年度から実施できる事業について検討中です。

事務局

発達・教育支援課につきましては、1回目の緊急事態宣言の間は相談事業を休止したこともありましたが、それ以降は感染対策を十分に取って、相談事業等全てを進めていますので、主にその辺りをご説明させていただきます。

「No.38. 相談支援事業」ですが、エールでは0歳～18歳までの、発達面・行動面・学校生活面において支援を必要とする子どもや子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施しています。主な相談は、家族の抱える悩みや心配事などを気軽に相談できる一般相談、詳細な子どもの状況を把握するための心理士がおこなう心理相談、小中学校に就学・進学する子どもの発達の状態や特性に応じて適切な学校・学級の選択をおこなうための相談をおこなう就学、入級・入室・転学相談など、様々な相談をお受けしています。令和2年度の取組は「担当者間でタイムリーにケース検討を行う仕組みづくりに取り組む」、「専門職間の事例検討を実施」としました。実績は、専門職勉強会を実施し、各専門職の指導・相談内容の相互理解を促しました。また、主な相談実績は心理相談が相談実人数946人（令和元年度914人）、一般相談は延べ202件（令和元年度210件）、医療相談は延べ53人（令和元年度87人）、子どもこころの電話相談は4件（すべて中学生の子の親より）担っています。

相談につきましては、コロナであっても増えているというところで、感染予防対策ということで電話での相談はもちろんですがZoomによる相談も行うようになりました。そういったものも活用して、相談を実施してきました。

評価としてはAとしていますが、課題としては、相談件数が毎年増加をしているということがあります。一時的に相談を休止したことから、特に初回相談の申し込みをされてから実際の相談になるまでに少々お待たせをしているような状況があります。令和3年度については、令和2年度に取り組むとともに、初回相談から心理相談等への対応をスピーディに対応できる仕組みの構築を現在検討しているところです。

No.103. スクールソーシャルワーカー（SSW）」ですが、生活指導上、課題を抱える児童生徒およびその家庭に対し、学校からの依頼によりスクールソーシャルワーカーを派遣し、必要な支援を行っているところです。

令和2年度の主な取り組みとしては、SSWの配置体制は任期付フルタイムの週5が3名、週4日勤務1名、正規職員1名の5名とするということ、それから、学校担当制とし、学校とより密な関係を結べる形とする、SSWの介入により不登校等の児童生徒も生活指導上の課題や環境の改善を図るという取り組みを行いました。実績は取り組みで示した通りとなっています。

令和3年度については、SSWにスーパーバイズを実施してレベルアップをはかる、また、令和2年度と同様に、引き続き不登校等の児童生徒の生活指導上の課題や養育環境の改善を図ってまいりたいと思っています。

「No.113. 発達支援関係機関連携協議会」では、発達や行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもおよび子どもの育ちについて不安がある家庭を総合的に支援するために発達支援関係機関連携協議会を設置し、エールにおいて実施する各事業や施策、総合的発達支援施策に関する事などへのご意見等をいただくとともに、発達支援に関する機関との関係作りの場とさせていただいているところです。

令和2年度の主な取り組みは、毎年7月に会議を実施しています。令和2年度は緊急事態宣言明けというところもあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、書面開催としました。委員からは、発達支援やエールへのご意見や提案などを書面等で提出いただく形で書面会議として実施をしました。

実績につきましては、書面開催とし、全体で23件のご意見やご質問をいただきました。令和3年度は7月に協議会を開催して、この書面開催で出していただいたご意見やご質問に対するお答えや、さらにそれに対してご意見をいただくという形で実施しました。エールの活動に対して、学校との関係、あるいは関係機関の方のご意見など、様々ないただきましたので、今後、その意見や提案に対して色々な施策を考えていきたいと考えています。

以上、子ども部関連の令和2年度実績・評価及び令和3年度取組みについての説明となります。ご審議のほどお願いします。

会 長

ありがとうございました。それではご質問ご意見をいただきたいと思います。

委 員

今たくさんの報告をいただき、やはりその大半が学校関連のことで大変お世話になっているなという印象を持ちながら話を聞かせていただきました。

いずれも新型コロナに翻弄されて事業が縮小したり、活動を中止・変更したりという形でご苦労されてきたのではと思います。これが今後どうなるか分からないところではありますが、コロナのこととあわせて、世の中の動きというところもあるかと思っています。

例えば、エールの役割というのは、本当に学校としても助かっています。子どもたちの特別支援等で相談もたくさんさせていただいてますが、やはり相談の件数が校内でも非常に増えてきている。それが市全体とすると、相当の数になってエールさんもかなりご苦労されているのではないかなど。報告の中にもありましたが、全体的なキャパの問題になると思いますが、そのあたりを増やしていくとか、人数的な問題だとか、そんなところも増やしていくとかそんなところも考えていかななくてはならないのかなと私も感じているところです。

相談の件数もそうです。あるいは、実際にエールでお願いしているのは発達検査ですが、検査を受ける場合も、1回申し込んでも今はやはり3ヶ月くらい待つという形になります。この先、長い見通しを持って、おそらくこれから減るということはあまりないのかなと考えていくと、そのあたりをどう考えていくのかなというところがまず1点です。

2点目ですが、ひのっちの方もやはりコロナの影響を受けて今形を変えてやっているところです。聞くところによるとパートナーさんが大変不安を持っているということで、パートナーさんを確保するのが大変だという話もありますが、このあたりも見通しが立っているのかなと私も少し不安なので、それが2点目です。

もう1点、あいさつ運動の方も久しくやっていないので、私自身は今本当に寂しい思いです。私は毎朝校門のところに立ってあいさつをしています。月に1度、地域の人や市の職員の方に来ていただくと「何月になったんだな」という季節を味わったり、そして子ども達も「またあのおじさんお婆さんがいるな」ということであいさつをしたり、非常に良い繋がりができて私は良い取り組みだと思っています。だけどやはり課題もあって、先ほどお話があったとおり、地域の方になかなか参加いただけないとか、何か工夫をしていくというところですが、できるだけ早くまた活動をしていただければと思っています。

漠然とした話で申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

会 長

ありがとうございました。3点ご質問をいただきましたので、担当の方はお答えをいただければと思います。

事務局

まずはエールの方からお答えします。当相談ニーズや発達検査が増えているというところで、そちらの対応についてご質問いただきましたが、私どももちょうど今検討をしているところで、新規の相談などは確かに増えています。

相談件数も増えていきますし、発達検査なども増加しています。発達の検査に関しては、以前は学校にエールの心理士が赴いて検査をしていました。授業を抜けて検査をしていましたが、授業中に抜けるのをやめること、エールの心理士の移動時間をもったいないということで、全て日曜日にエールで検査ができるようにしました。それにより検査の数が確保できるようになったというふうには感じています。

ただ、それでもやはり就学相談など必要なお子さんもいらっしゃいますし、今様々必要です。まず心理相談に関しては、色々整理をしているところです。長く相談を受けているご家族に関してはスパンが毎月 1 回というところを、もし可能であればスパンを少しずつとか、そういった形で新しい方が入れるようなスペースをとるといことも検討しているところです。また検査に関しても検査ができる心理士を一時的に雇用して検査をするなど、その辺りも考えていきたいなというふうに思っているところです。

事務局

2 点目のひのっちと 3 点目のあいさつ運動についてお答えします。

まず、ひのっちの再開ですが、パートナーの方の約半数くらいの方が 65 歳を超えていらっしゃる、コロナ当初は非常に強い不安感がありました。その後、ワクチン接種などが進み、少し環境も良くなってきたのかなと思っておりますが、こればかりは人の感情ですので、強制的にもう大丈夫だからと言いつけさせるわけにはいかないところがあります。一方で、新たな放課後子ども教室は徐々に利用者が増えつつあり、また、いつから再開しますかというお声もいただいています。そのような中で緊急事態宣言も明け、いきなり明日からひのっちをやりますということは言えませんが、来年度以降戻せるようにしたいと考えています。再開にあたっては、パートナーさんの確保も大事な問題ではありますが、地域の方に呼びかけるだけではなく、保護者の方や力を貸していただけそうな方々にもお声がけをしたいと思っています。

また、なつひのについては、今年は高校生がパートナーに手を挙げてくれたケースがありました。普段は難しいと思いますが、ひのっちの事業を長く続けている中で、自分もひのっちにお世話になったので何か役に立てることがあればというお声をいただくこともありますので、子育てがひと段落した世代だけではなく、現在子育て中の世代等、広くお声がけをし、ひのっちという名前に戻して再開したいと思っております。

パートナーさんやコーディネーターさんと相談をしなくてはならないため、来年度の 4 月にはひのっち再開しますと私が断言できるものではありませんが、そういった方向で子育て課でもバックアップしていきたいと考えています。

それから 3 点目、あいさつ運動です。楽しみにしていただいていたにも関わらず、申し訳ございません。昨年度の事業報告の際には C という評価をしています。この事業については市職員の中でも一部の管理職に割り当てをしており、各学校どういった形であいさつ運動を行っていますかというアンケート調査を実施いたしました。その結果、地域の方が 1 人も参加していなかったという回答が半数あったとのことでした。

また、このあいさつ運動とは別に、学校独自で学校のあいさつ運動というものもあるかと思っております。子育て課で行っているあいさつ運動は市の職員が学校へお伺いするという形をとっていましたが、コロナ禍で人と接するのはどうかということで中止をしています。しかしそれ以前からも、子ども達にとって見知らぬ大人である市の職員が突然現れてあいさつ

をし去っていくということで、やり方として市の職員が時折顔を出すだけのあいさつ運動は一旦終了した方が良いのかなと思っています。ただ、各学校さんの方でも工夫して色々な活動をされているかと思しますので、そちらについてはぜひ応援をさせていただき、子育て課のあいさつ運動は一旦見直しとお話をさせていただきました。ご理解いただければと思います。

会 長

ありがとうございました。他にもありますでしょうか。

委 員

2点質問させていただきます。

先ほどの質問と若干かぶってしまうかもしれませんが、ひのっちの再開とパートナーさんの確保も含めて、体制の確立というところについて質問させていただきます。

まず、放課後子ども教室ひのっちが開催されなくなったということが、おそらく学童クラブの申請人数の増加に繋がっているのだらうと予想しています。例えば、学童クラブの人数がひっ迫してしまい、法で定められている基準値を上回ってしまった場合、やはり待機児童が出てくるとか、コロナ禍にあって感染のリスクが高くなってしまわないかということや学童に子どもを預けている保護者の立場からすると少し不安な面があります。

また、少し失礼な言い方になってしまっただけで申し訳ないのですが、ひのっちの体制自体が少し弱かったのではないかと考えております。例えば、今回はコロナという感染症の問題でもありますが、今後も何か起きたときにひのっちができなくなるという状況を根本のところから見直し、確立していくという方向に進めていただきたいというふうに思うのがまず1点です。

2点目は発達・教育支援課の方からご説明のありましたNo.103. SSW のお話ですが、そのうえ、No.102. の学校登校支援のところとも関わってくるかと思うのですが、不登校ということに関して、どうしても不登校＝学校に行かせるというお話になってきがちな印象を受けます。保護者の中でも義務教育＝学校に登校させるという考えをお持ちの方も多いかと思います。我が子の話になってしまいますが、若干HSPの傾向があり、学校に行きたくないという話を家ですることもあります。我が家では別に学校に行くことが義務教育ではなく、親が教育を受けさせなければならない、そのために学校という形が一番簡単に一番ふさわしいから通っているのであって、行きたくない気持ちが続くようであれば、行きたくないが行くのがつらいという気持ちに変わって、行くのがつらいという気持ちが続くようになったら、どうしても学校に行かなければいけないというわけではないから、その時にはその方法を考えるという話を子どもにしています。どうしてもSSWがその学校に繋げようとするのではなくて、例えばホームスクーリングなどの方法をご提案いただけるような環

境にはなっていないのかなというところが少し疑問でしたのでお話をさせていただきました。よろしくをお願いします。

事務局

ひのっちについてのご質問ですが、パートナーさんの状況等は先ほど回答させていただきました通りです。また、少し体制が弱かったのではないかということですが、地域の方の参画をいただいている事業という中で、無理やりやらせる、業務命令を出すという形はそぐわないものです。その良さがこれまで生きていた中で、無理強いはできないということなのです。コロナ禍で居場所をなくしてしまったお子さんには大変申し訳ないのですが、一方で、やはり地域の方の力をいただいて、地域の方とともにつくっていく事業というところを大事にしたいと考えておりますので、業務命令が出せるような組織に変えていくということではなく、ひのっちの再開をして、改めてこの事業の意義等をパートナーさん達と共有をして何とか続けていきたいと思っております。

事務局

2つ目のSSWの件についてです。SSWの役割というのは、福祉と教育の連携というところで、ただ、不登校の子を学校に登校させるというのがSSWの役割という部分もあるのではないかとのお話もありましたが、今、特に教育に関しては、個に合わせた教育をしていこうという考え方があります。SSWが実際に動いている状況を見ますと、まずは子どもの話を聞く、もちろん、聞けるようになるまでに時間はかかりますが、とにかく家庭訪問をするなり、子どもが話しやすい環境をまず作り、その中で話をしていく、それは学校に行くとかそういうことではなく、本人がどういうことに興味があり、どういうお話をしたいのか、とにかく本人が話をしたいというような環境になるように努めて本人の話を聞きだしていく、まずそこからということになります。その中で、もし学校に対して何か不満があるとか、学校に言いたいけど言えないことがあるとかそういったことがあれば、それを学校に直接お伝えするわけではありませんが、お伝えすることもありますし、それがもしかすると登校に結びつくこともあるかもしれない。ただ、あえてすぐ学校に登校していった方がいいということもSSWは一切思っていないで、その子1人に対しての支援というのは非常に長い道のりだというふうにとのSSW考え、支援をしています。ですから、学校の状況はもちろん、まずは本人、それからもし家庭に問題がある場合にはその支援、そういったものをクリアにしていく、あるいはクリアにはならなくても徐々に支援していく中で子どもが学校に行きたいとか、学校に行けなくても、例えばわかば教室に行けるとか、そういった言葉が出てくればそれに対して少しずつ支援をしていくというやり方をSSWはしているということですので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

会 長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

委 員

児童館について1つお伺いさせていただきます。

児童館が子どもの居場所ということで、とても大事な場所というのは私自身もとても承知していますし、児童館がもっと発展するといいなというふうには思っています。ここで、運営協議会というのが発足され、この協議会に私も出席をさせていただいております。児童館の職員の方々も本当に努力をされていて、何とか児童館をもっと広くPRしたいという思いもとても伝わってくるような連絡協議会でした。この連絡協議会が別に悪いというわけではないのですが、日野市として、児童館運営協議会の立ち位置というか、協議をしてそれがどういう形で生かされるのか、これからもまだ協議会があるとすると、私達協議委員としては、どのような意見というか、これからどのように協力をしていけばいいのかということをちょっと教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。以上です。

事務局

運営協議会は全児童館に設置をし、始まったばかりの協議会です。児童館につきましては、『日野市の児童館 今後の展開』、今後の在り方の検討会報告書を令和2年3月までにまとめ、これに基づいて取り組んでおりますが、その1つというところです。これは作ったという形だけでなく、地域の声を聴いて、その児童館はその地域の中でどのような役割を果たしていくかだと思っています。児童館によっては少し動き出すと思いますが、子どもの声も聴いて運営していきたいということを思っています。夜にこのような会議を行うと子どもは参加できないので、どのような形が望ましいのかということも含めて、児童館が子どもにとって本当に良い場所で、自分達の場所だと思えるように、地域の力を借りて、児童館ごとに違う色や形が出て良いので、ぜひ地域の方の意見を取り入れていきたいと思っています。まだ始まったばかりですので、見えないところがたくさんあるかと思いますが、どうぞお力添えいただければと思います。

会 長

では次第3. 報告事項を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

学童クラブの運営委託の進捗状況について説明いたします。

「報告事項1. 令和4年度学童クラブ民間活力導入（運営委託）」について、資料4. 学童クラブの運営委託の進捗状況について」をご覧ください。令和4年4月からの運営委託を

予定している、七生緑小学童クラブと豊田小学校に新設される（仮称）豊田小学童クラブの2施設の運営事業者の選定を行いましたので、ご報告します。

まず、応募状況ですが、七生緑小学童クラブは3社、（仮称）豊田小学童クラブは5社の応募があり、それぞれ第1位と第2位を選定しました。選定実施は8月21日に公開プロポーザル方式として実施し、事業者のプレゼンテーションと委員による質疑応答は、学童クラブ保護者が見学できる方法で実施しました。

選定結果ですが、七生緑小学童クラブがライクアカデミー株式会社、（仮称）豊田小学童クラブは社会福祉法人雲柱社が第1位となりました。

今後の予定ですが、10月から11月にかけて事業者本部との打ち合わせを行い、予算や職員配置、シフト表、引継ぎ等について進めていきます。

令和4年1月からは事業者の学童クラブ責任者と、現在いる職員との間で引継ぎを開始します。2月からは責任者に加えさらに他の常勤職員が参加し、事業者に日野市の学童クラブを知ってもらうと同時に、子ども達にも新しい職員を覚えてもらい、令和4年4月より事業者による運営を開始します。

なお、保護者には子育て課からのお知らせ、事業者からのおたよりなどで、随時、情報をお伝えしていきます。

事務局

つづきまして資料5. 令和4年度保育園・学童クラブの入園手続きについてです。

新型コロナウイルス感染予防のため、保育園や学童クラブ等の入会手続き受付期間を昨年引き続き約1ヵ月間と長めにしています。また、保護者の方におかれては在宅勤務やローテーション勤務等、様々な形態で働いているということもありますので、就労の証明書等、会社に行くことができないことも考慮し、押印を不要としています。

入園・入会手続きの期間について、保育園と学童クラブへ案内の配布、申込み期間、決定通知発送は以下の表のとおりになっています。

事務局

子ども家庭支援センターからは報告事項（3）（仮称）子ども包括支援センター愛称募集についてご報告します。資料6をご覧ください。

令和3年10月1日から（仮称）日野市子ども包括支援センターの愛称募集を行います。愛称募集のねらいは、市の新たな子育ての総合支援拠点の名称を公募することによって、より親しみやすい存在にすることと、来年度に開設が迫る施設を、強く市民に周知することです。市民全般に向け、広報等で周知を進めていますが、今一度主なターゲットである子育て家庭を中心に子ども包括支援センターを深く認識させるため、子育てひろばや児童館、幼稚園、保育園、小中学校を中心に応募用紙を配布する予定です。

応募期間は10月1日から22日まで、応募資格は市内在住在学または在勤者となります。応募方法は応募用紙に必要事項を明記の上、郵送、持参もしくは応募箱への投函または、市公式ホームページの応募フォームに必要事項を入力して送信していただく方法があります。主な配布場所は市内の子ども家庭支援センター、子育てひろば、児童館、幼稚園、保育園、小中学校を予定しています。チラシ、ポスター、市公式HP、ぼけっとなび、LINE、庁内サイネージ、プレスリリースでの告知を予定しています。

11月中に市の審査委員会で審査を実施し、採用作品を決定します。12月ごろ決定通知を採用されたかたのみに送付、1月ころ、広報、ホームページでの発表を予定しています。

なお、採用された愛称の作者には、賞状及び副賞（図書券1万円分）の贈呈を行います。

会 長

それでは続いて審議事項（2）子ども条例委員会のあり方について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

第1回会議の冒頭に、日野市子ども条例第20条にある「子ども条例委員会の設置」について、この「子ども・子育て支援会議」において、様々な立場で子どもに関わっておられる委員の皆様からご意見をいただき、整理したいとお話しさせていただきました。今年度いっぱいをかけて、少し丁寧に整理していきたいと考えています。

子ども条例委員会には、「子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護の状況、子どもの健全育成環境の状況について検証を行い、市長に提言する。」といった役割があります。

本日は、「子どもの権利」について、それが保障されている状況、侵害されている状況とはどういうものか、委員の皆様とイメージや考えを共有させていただきたいと思います。

参考に、今年7月に行った「日野市子ども条例」啓発展示の一部を資料として配布させていただきました。

各テーブルにて、20分間、意見交換をしていただき、その後、各テーブルお1人に発表いただけますようお願いいたします。

会 長

おそらく今日1番のメインになるところかと思しますので、私と事務局の一部も参加をさせていただきます。

《各テーブル 自由討議》

会 長

終了予定時刻となりました。こうやって話をすると、この会議へ参加している意味合いも出てきて、私が入った班も本当に意見を出し合っていました。おそらくこの話はまだまだ続くと思います。それぞれのテーブルから意見を聞いてもよろしいでしょうか。

事務局

各テーブルで非常に盛り上がっておりましたので、本日これから発表となると膨大な時間がかかってしまうことが考えられます。本日の記録については私どもの方で展開いたしますので、一旦ここで終了でもよろしいでしょうか。

会 長

当初の予定ではそれぞれ話し合っていたものを少し全体に述べていただいて、これをどんどん繋げていければと思っておりましたが、今説明がありました通り、ここで一旦区切るということで、終わりにしたいと思います。それでは事務局の方、お願いします。

事務局

短い時間の中で、熱の入った声も聞こえてまいりまして、私のグループでも話止まずという感じでした。本日いただいた意見は先ほどもお話した通り展開をさせていただきますが、これだけで終わらせずに進めていきたいと思っています。子どもの権利をどうやったら保障できるのか、また、それをどうやったら検証できるのかというところまでのお話を今年度続けさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

会 長

続いて次第4. その他ですが、ないようでしたら、以上で、本日の議題はすべて終了しました。貴重なご意見もありましたので、今後の施策に活かしていただければと思います。最後に、次回の日程の確認を事務局からお願いします。

事務局

次回第3回会議の日程についてご連絡いたします。11月18日（木）午後6時30分より開始とさせていただきます。会場は本日同様505会議室を予定していますが、衆議院選挙の日程によっては、事務の都合上、本庁舎ではなく別の場所をご案内する可能性もあります。次回開催通知にて改めてご案内しますので、確認いただければと思います。

会 長

では、以上をもちまして本日の会議を終了します。お疲れ様でした。